

図 新旧制度比較表（2018年10月現在）

申請先		現制度		新制度
		国際地域統括本部（IHQ）	国際貿易センター（ITC）	国際ビジネスセンター（IBC）
BOI 恩典	内容	○輸入税の免除： 研究開発およびトレーニング用機械の輸入税免除	機械輸入税の免除、輸出向け製品用の原材料・部品の輸入税の免除	
		○外国人による株式所有： 100%可能		
		○外国人による土地所有： 可能		
		○外国人就労許可： 奨励事業に従事する外国人技術者・専門家の就労を許可		
歳入局 恩典	内容	○法人税の免除／減免： タイ国外の関連会社からの収入、3国間貿易および関連サービスの提供による収入は法人税免除 タイ国内の関連会社からの収入は半額減免	3国間貿易からの収入は法人税免除 —	関連会社からの収入につき、支出経費6,000万バーツ以上は8%、3億バーツ以上は5%、6億バーツ以上は3%に法人税を減免（国内外一律） ※3国間貿易からの収入に対する法人税免除は廃止 ※タイ国外の関係会社への株式売却益に対する法人税免除は廃止
		○源泉税の免除： 法人税免除対象の収入からの配当金、関連会社への貸付のための借入利息について源泉税を免除	法人税免除対象の収入からの配当金に対する源泉税を免除	歳入局によれば、変更はない予定
		○特定事業税の免除： 関連会社への貸付に対する特定事業税を免除	—	歳入局によれば、変更はない予定
		○個人所得税の減免： 該当事業に従事する駐在員の個人所得税を15%に減免	3国間貿易に従事する駐在員の個人所得税を15%に減免	該当事業に従事する駐在員の個人所得税を15%に減免
	申請条件	○サービス提供先： タイ国外になる最低1社の関連会社に対し、サービスを提供すること	3国間貿易、輸入、輸出、国内卸取引	歳入局によれば、変更はない予定
		○最低資本金： 払込資本金が1,000万バーツ以上		歳入局によれば、変更はない予定
		○最低経費： タイ国内で支出する経費が1,500万バーツ以上 ※ITCの場合は、3国間貿易（Out-Out）にかかる経費で、かつ国内で発生したものに限り		タイ国内で支出する経費が6,000万バーツ以上 ※IBC事業の全ての経費（給料、光熱費、家賃など）を参入可能
○最低従業員数： —			従業員10人以上（国籍は問わない、金融サービスの場合は5名以上）	

※BOIへの恩典申請とは別に、歳入局への恩典申請を行い可否を判断される。

※歳入局の恩典の受領期間は、新旧制度ともに15会計年度である。

（出所）各種資料よりジェトロ作成